

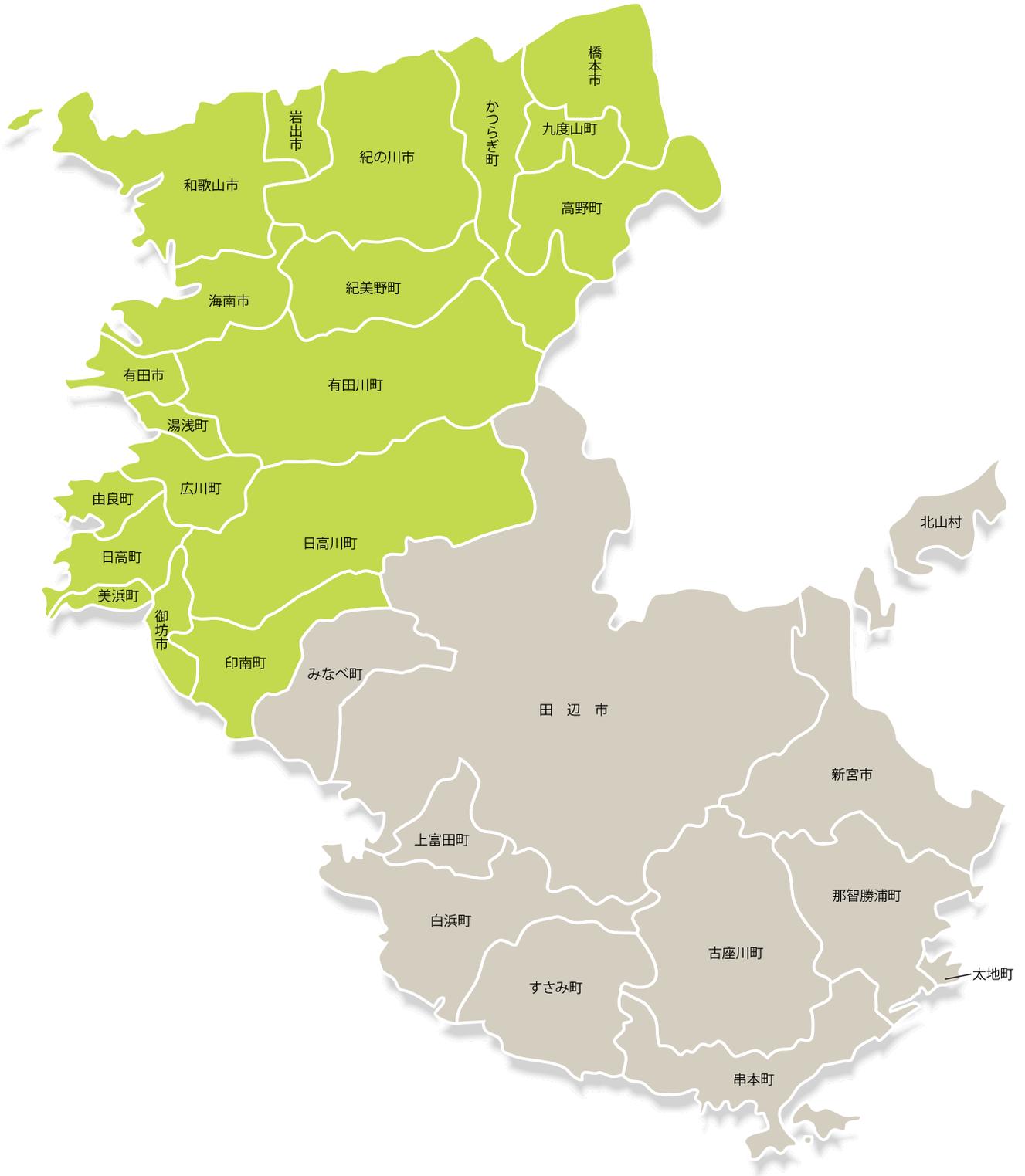
毎  
い  
捨  
て  
か  
ら  
資  
源  
循  
環

# 第3次和歌山県 廃棄物処理計画

— 概要版 —

和歌山県

# 廃棄物処理計画対象区域



大阪湾フェニックス対象区域

# はじめに

和歌山県は、黒潮洗う海岸線や緑豊かな山々、清らかな河川、そこに形成される多種多様な生態系など豊かな自然環境に恵まれています。さらに、高野・熊野の地域が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、また、南紀串本の沿岸地域が国際的に重要な湿地として「ラムサール条約登録湿地」に認定されています。私たちは、これら貴重な財産を守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。



そのためにも、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルを見直し、資源を有効に活用し、環境への負荷をできるだけ低減して持続可能な社会、いわゆる「循環型社会」の構築を目指すことが必要です。

県では、平成14年度に「第1次和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、本県が抱える重要課題、課題解決のための基本方針、取り組みの方向、目標、施策及び関係者の役割・責任等を定め、平成18年度には中間見直しを行い、「第2次和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、不法投棄を許さない適正処理の徹底、廃棄物の排出抑制、排出した廃棄物を循環利用するリサイクルの仕組みづくりなどの対策に取り組んできました。

今回、第3次和歌山県廃棄物処理計画を策定するに当たり、近い将来発生が予想されている東海・東南海・南海地震に備えた災害廃棄物の処理体制の整備や不法投棄撲滅に向けての更なる取り組みの推進を盛り込んでいます。

今後も引き続き、県、市町村、事業者及び県民の皆様が協力し、リデュース（発生抑制）を最優先し、次にリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を進めるといいうわゆる3Rの取り組みを推進していくことが重要であり、やむを得ないものについてだけ最終処分するということを徹底する必要があります。

県では、計画の基本方針である「県内資源循環システムの構築」に向け、課題解決のための取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり「和歌山県環境審議会廃棄物部会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました方々に心より感謝申し上げます。

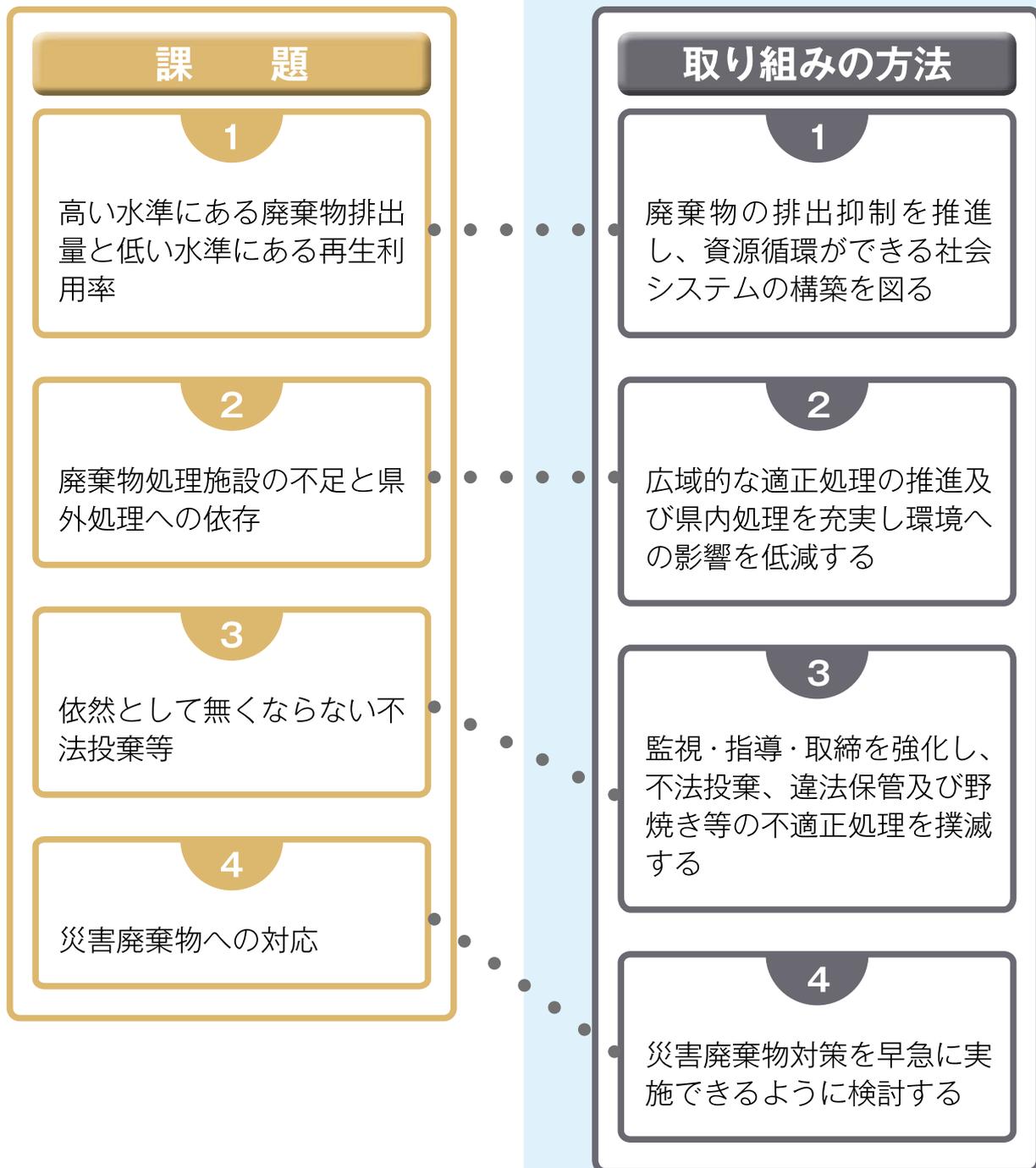
平成24年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 課題解決のための基本方針

### 県内資源循環システムの構築

～資源の採取・生産・消費・再資源化に至る資源循環の「環」の構築～



## 目 標

1

環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成

2

廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び減量化の推進

3

適正処理推進のための広域的な処理施設の確保

4

特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進及び施設の処理能力の確保

5

不法投棄等不適正処理対策の充実

6

災害廃棄物対策の推進

## 目標達成のための取り組み

- 廃棄物情報の積極的な収集と提供
- 各種リサイクル法の周知のための啓発の実施
- 環境保全も含めた循環型社会推進の啓発の実施
- NPO等民間団体との連携

- 排出抑制の推進
- 環境ビジネスの育成及び再生品利用の向上
- 各種リサイクル法の円滑な施行・取り組みの推進

- 大阪湾フェニックス計画の推進
- 紀南地域における公共関与による最終処分場整備事業の推進
- 一般廃棄物処理施設の確保
- 産業廃棄物処理施設の確保
- し尿及び生活排水対策の推進

- 感染性廃棄物適正処理の推進
- PCB廃棄物対策
- その他特別管理廃棄物適正処理の推進

- 警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制等の充実
- 生活環境保全上の支障の除去
- 排出事業者・処理業者の適正処理の推進
- 土地の所有者等の責任の徹底

- 東海・東南海・南海地震対策
- 台風等の風水害対策

# 目 次

---

計画策定の背景と目的	1
廃棄物処理計画において解決すべき本県の重要課題	2
課題解決のための基本方針	5
取り組みの方向	6
取り組みの方向に基づく計画の目標	8
目標達成のための取り組み	11
環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成	11
廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び減量化の推進	11
適正処理推進のための広域的な処理施設の確保	12
特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進及び処理能力の確保	13
不法投棄等不適正処理対策の充実	14
災害廃棄物対策の推進	15
関係者の役割・責務	16
廃棄物処理の概要・将来の見込み	20
廃棄物リサイクル関係法体系	25

## ●計画の背景と目的

- (1) 廃棄物に関し、産業廃棄物については県が「産業廃棄物処理計画」（平成11年5月）を策定し、一般廃棄物については市町村が「一般廃棄物処理計画」を策定するとともに、市町村の計画をもとに県が「ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」を策定し、廃棄物の適正処理を推進してきた。
- (2) 国は、平成12年を循環型社会元年とし、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめとするリサイクル関連法を整備するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を改正し、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理計画の策定を都道府県に義務付けた。
- (3) また、国は廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成22年環境省告示第130号。以下「国の基本方針」という。）において、廃棄物処理の基本的な方向を示し、廃棄物の減量化等の目標を示した。
- (4) 本県では、平成14年度に「第1次和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、本県が抱える3つの重要課題、課題解決のための基本方針、取り組みの方向、目標、施策及び関係者の役割・責務等を国の基本方針に即して定めた。また、平成21年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の実態をもとに平成27年度の処理目標値を定め、平成23年度に第3次和歌山県廃棄物処理計画の策定を行った。
- (5) 第3次和歌山県廃棄物処理計画策定にあたり、平成17年度からの廃棄物の実態の変化を把握するため、平成21年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の実態を平成22年度に調査した。計画策定については、調査結果をもとに平成27年度目標を達成できるよう施策等を見直すとともに、その他本県が抱える廃棄物に関する課題や対策についても検討した。また、平成22年に改正された国の基本方針の内容も考慮した。
- (6) この「第3次和歌山県廃棄物処理計画」は、平成18年度に本県が策定した「第2次和歌山県廃棄物処理計画」を見直したものであり、その目標の達成により県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展及び循環型社会の推進を図るものである。

## ●計画の期間

- (1) 対象期間：平成23年度から平成27年度（5ヶ年）
- (2) 目標年次：平成27年度

# 廃棄物処理計画において解決すべき本県の重要課題

## 課題 1

### 高い水準にある廃棄物排出量と低い水準にある再生利用率

廃棄物排出量は、平成17年度に比べ一般廃棄物（ごみ）については減少傾向にあるが、産業廃棄物については増減を繰り返している状況にある。（図1、図2）

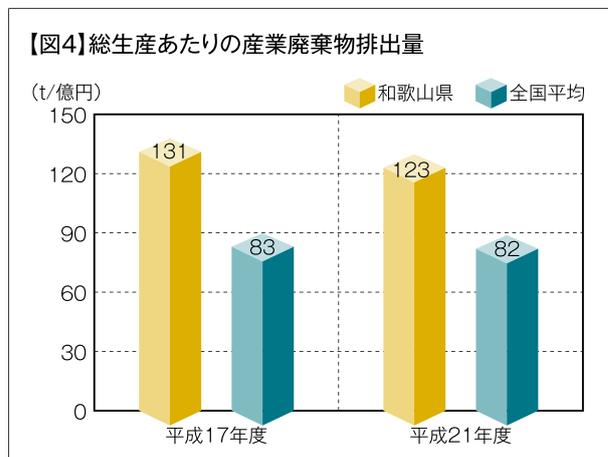
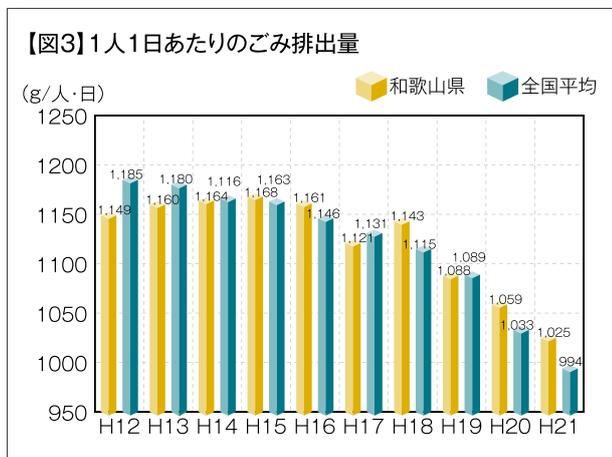
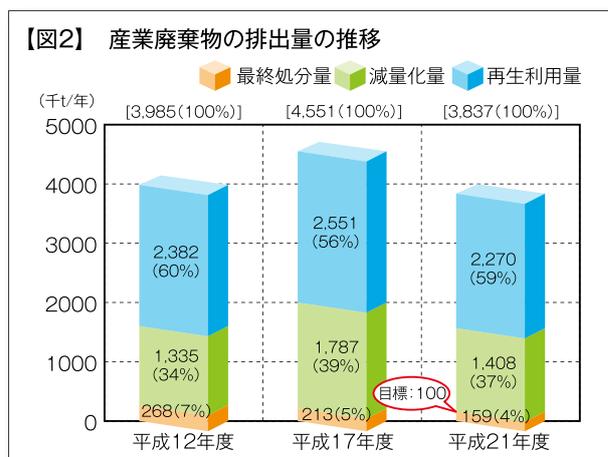
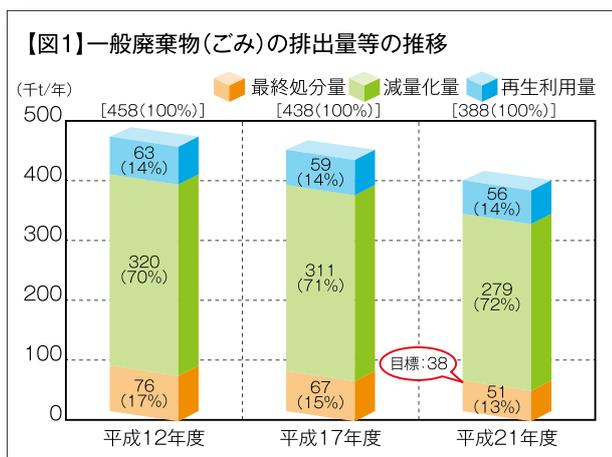
一般廃棄物（ごみ）は、1人1日あたりのごみ排出量も減少しているが、全国平均を依然上回っている状況である。（図3）

産業廃棄物の排出量は景気などの影響により、排出量に変動があり、総生産あたりの廃棄物排出量は、全国平均を上回っている。（図4）

また、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物どちらも最終処分量が減少傾向にあり、望ましい状況であるが、目標値を達成できていない。（図1、図2）

また、再生利用率については、平成17年度実績に比べ一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物ともに横ばいであり、より一層の再生利用の推進が望まれる。（図1、図2）

以上のことから、循環型社会の形成へ向けて、県、市町村、事業者及び県民が協力して3R<sup>1)</sup>を推進していく中で、リデュース（発生抑制）をまず実施し、それでも発生するものについてはリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進し、やむを得ないものについてのみ最終処分を行うことが重要である。



1)3R…Reduce（リデュース=発生抑制）、Reuse（リユース=再使用）、Recycle（リサイクル=再生利用）

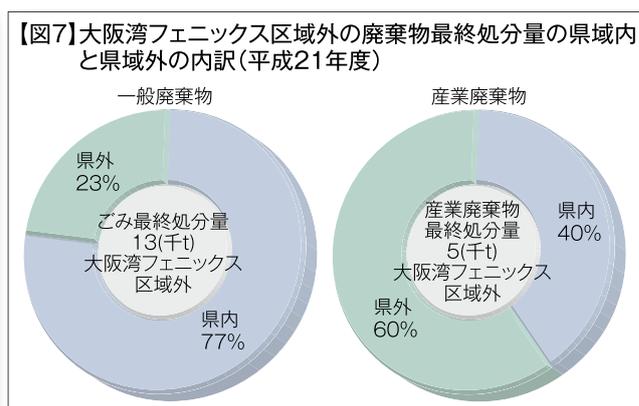
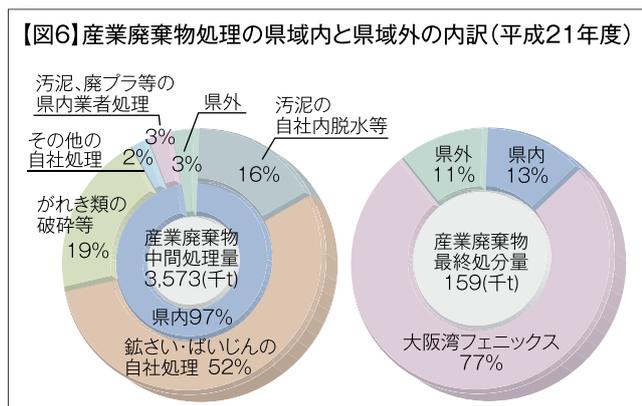
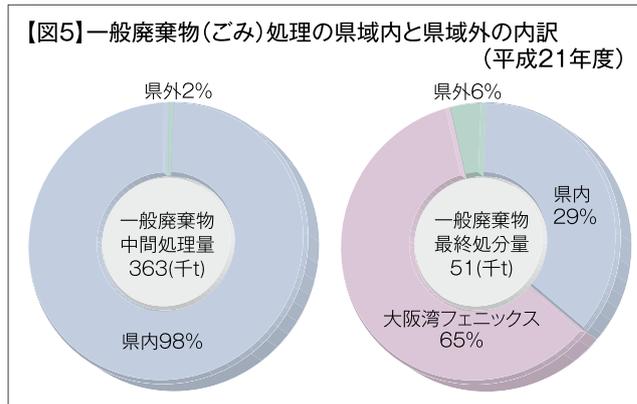
## 課題 2

### 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存

本県は、廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さないを方針にしているが、現実には最終処分を県外処理に依存している。特に産業廃棄物の管理型最終処分場が無いため、管理型最終処分場は、県内処理を推進するには特に必要な施設である。(図5、図6)

また、広域処理の状況については、大阪湾広域臨海環境整備計画（大阪湾フェニックス計画）における対象区域が御坊圏域まで拡大し、区域内の一般廃棄物及び産業廃棄物の安定的な適正処理が概ね推進されてきた。

しかし、大阪湾フェニックス計画区域外の地域については、一般廃棄物及び産業廃棄物の県外最終処分依存が高く、早期に県内処理できる最終処分場の確保が必要である。(図7)



#### ■大阪湾フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）

近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立により行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では御坊圏域以北の19市町が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入が行われている。

## 課題 3

### 依然として無くならない不法投棄等

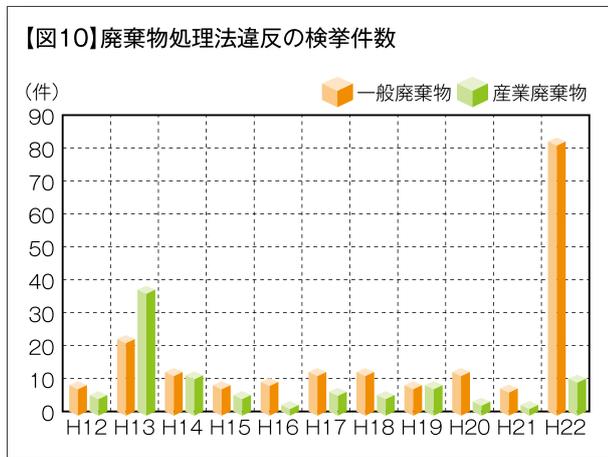
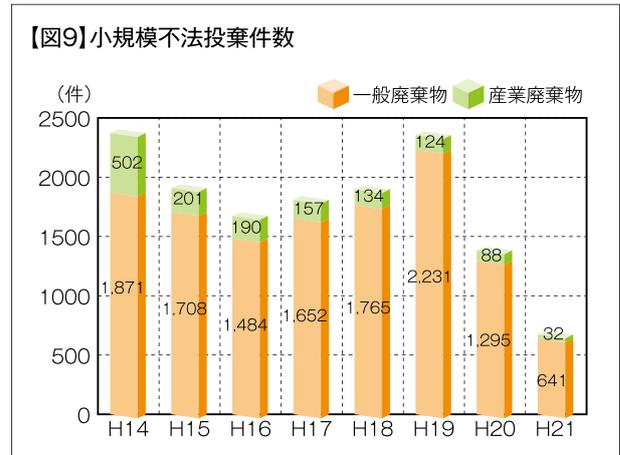
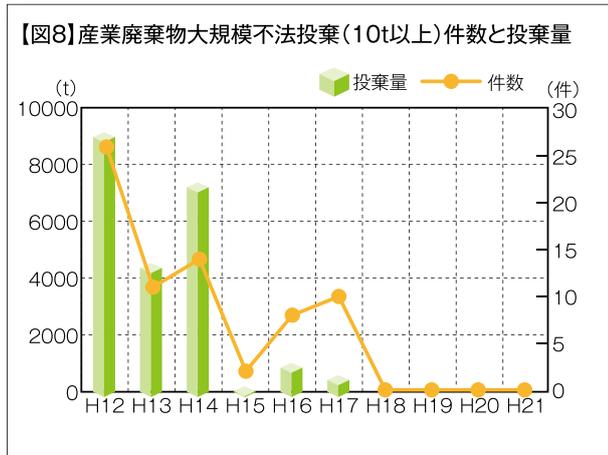
県内の産業廃棄物大規模不法投棄（10t以上）件数等は、平成12年度をピークに減少傾向にあり、平成18～21年度は0件であった。(図8)

また、小規模不法投棄件数は、平成19年度をピークに減少傾向であるが、依然として一般廃棄物が高い割合を占めている。(図9)

不適正処理等による廃棄物処理法違反の検挙件数を内容別で見ると、産業廃棄物及び一般廃棄物の検挙件数は平成13年に比べ減少し、平成17年からほぼ横ばいであった。ただし、従来指導・警告にとどめていた小規

# 廃棄物処理計画において解決すべき本県の重要課題

模事案も積極的に検挙したことから平成22年は激増している。(図10)



## 課題 4 災害廃棄物への対応

近い将来に発生が想定されている東海・東南海・南海地震や台風及び集中豪雨等の大規模災害により発生する多量の災害廃棄物については、分別や処理が困難であり、県内の処理能力のみでは対応は難しいと想定される。災害廃棄物を適正かつ円滑に処理し、生活環境の保全及び早期復興を図るためには、全県的な取り組みが重要であり、また、県外応援体制の整備も含めた対策を予め検討する必要がある。

## ●基本方針

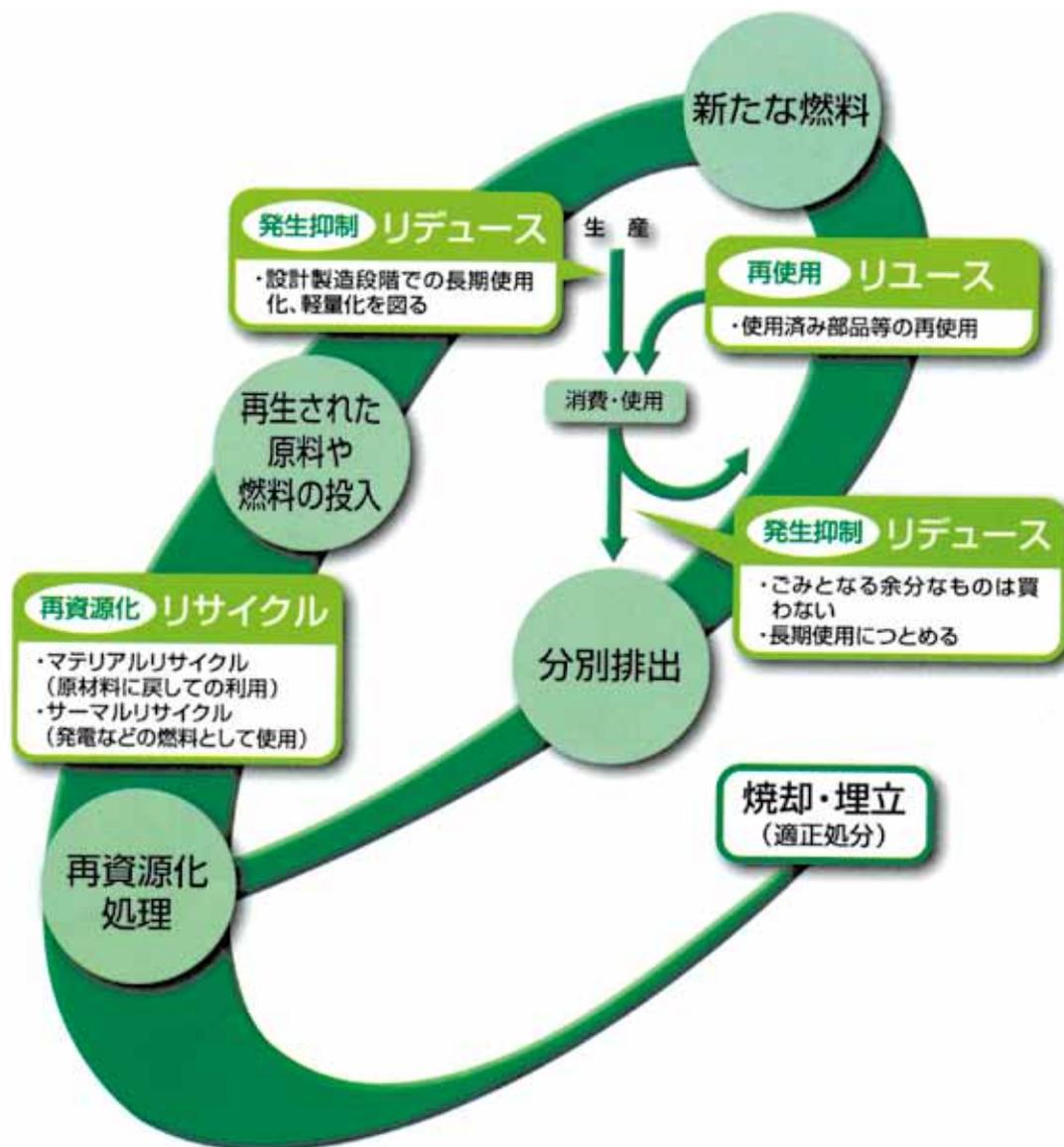
### 県内資源循環システムの構築

#### ～資源の採取・生産・消費・再資源化に至る資源循環の「環」の構築～

平成18年度に策定した第2次和歌山県廃棄物処理計画の基本方針を堅持しつつ、排出抑制をより一層進めていくとともに、資源リサイクルを推進し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の実現を目指す。

一般廃棄物（ごみ）については、排出抑制を進める中でごみ処理の有料化についても検討を行い、発生した廃棄物は分別を徹底してリサイクルを推進し、リサイクルできない廃棄物については、処理を行って減量化に努めるとともに、熱回収（サーマルリサイクル）等を活用して資源の有効利用を行う。

産業廃棄物については、社会経済の影響により発生量が増減するが、各事業者が排出抑制に努めるとともにリサイクルを実施し、最終処分量の減量化を推進する。



## 方向 1 廃棄物の排出抑制を推進し、資源循環ができる社会システムの構築を図る

従来の社会システムから徐々にではあるが、資源循環に向けた社会システムへと変化しつつある。この資源循環を進める一方で、発生する廃棄物の排出抑制が非常に重要である。したがって、まず排出抑制、その次に資源循環という考えに立った社会システムを構築していく必要がある。

排出抑制を重視した資源循環社会システムの構築には、県民及び事業者の意識改革が重要であるため、県民、事業者、行政機関が一体となって取り組むことが必要である。

## 方向 2 広域的な適正処理の推進及び県内処理を充実し環境への影響を低減する

最終処分場の確保が困難な状況の中、本県では大阪湾圏域広域処理場整備計画（大阪湾フェニックス計画）の区域とそれ以外の区域でそれぞれ取り組みを行っている。大阪湾フェニックス計画については御坊圏域まで区域が拡大し、区域内の一般廃棄物及び産業廃棄物の安定した適正処理が期待できることから、今後も積極的に推進していく。また、大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の区域については、多くの市町村において一般廃棄物の最終処分も県外依存しており、早急に安定かつ適正に処理できる広域的な最終処分場を確保するため、財団法人紀南環境整備公社を県、市町村及び産業界が出資して設立し、管理型最終処分場を建設すべく事業を実施しており、今後とも推進していく。

産業廃棄物の中間処理等については、県内処理が多数を占めているが、特別管理産業廃棄物等は、県内の処理施設では処理能力不足となっている。このため、特別管理産業廃棄物等については、中間処理を中心に適正に県内処理を実施できるように推進する必要がある。

し尿処理及び生活排水対策については、合併浄化槽、公共下水道等により水洗化率の向上及び生活雑排水の適正処理による公共用水域への環境負荷を低減する。

### ■財団法人紀南環境整備公社

紀南地域における廃棄物処理施設の整備を図ることにより、安全で快適な地域社会の実現に資することを目的として県、市町村及び産業界の出資により設立された財団法人。廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を受けている。みなべ町以南の11市町村を対象区域とし、広域的で安定した最終処分場の整備事業を進めている。

## 方向 3 監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管及び野焼き等の不適正処理を撲滅する

平成14年度以降、大規模な不法投棄の件数は減少しているが、依然、撲滅に至っていない。また、近年は一般廃棄物（ごみ）の不法投棄が目立ち、県民の廃棄物に対する環境保全意識の低下も心配される。このため、不法投棄は犯罪であることをスローガンに、県及び市町村による普及啓発をより一層行う必要がある。

廃棄物の不適正処理を未然防止、早期発見し、拡大防止のための早期対応を可能とするため、警察、市町村と連携した監視・指導・取締を強化する必要がある。

不法投棄等の不適正処理は人目のつきにくい山間部等で敢行されるケースが多いことから、過去の不適正処

理事案の発生場所を分析し、データベース化したうえで、監視カメラの設置、パトロールの実施等、より強力で実効性のある対策を講じていく必要がある。

事業者において一般廃棄物（ごみ）と産業廃棄物の区別を明確にして排出し、適正処理を行うため、事業者向けの普及啓発も重要である。



## 災害廃棄物対策を早急を実施できるように検討する

近いうちに発生が想定されている東海・東南海・南海地震では、地震の揺れによる家屋倒壊とともに、津波の被害が考えられ、大量に発生する災害廃棄物及びし尿等の処理を実施できるように災害廃棄物処理に関する計画を早急に策定する必要がある。

東南海・南海地震以外にも台風や集中豪雨等の風水害により発生した廃棄物の処理等についての計画も併せて策定する必要がある。

災害廃棄物処理については、県、市町村及び廃棄物処理業者等が広域的に連携して取り組めるよう、予め対策を講じることが重要である。

# 取り組みの方向に基づく計画の目標

## 目標 1

### 環境保全も含めた循環型社会構築に対する 県民及び事業者意識の醸成

循環型社会構築のために各種リサイクル法が施行され、県民及び事業者においては一定の意識ができていると考えられる。しかし、法令に基づく周知徹底だけでは限界があることから、県民及び事業者自らが環境保全を意識することで、自発的に循環型社会の構築が進むことが期待される。

本計画では、環境保全に対する意識を推進し、自発的に循環型社会構築が進むように県民及び事業者の意識を醸成することを目標として施策を実施する。

## 目標 2

### 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び減量化の推進

廃棄物対策は、まず何より廃棄物を排出しないということが重要である。

このため、本計画では、県民及び事業者による「廃棄物を出さない」という強い意識により、まず排出抑制を図り、排出されたものは再使用若しくは再生利用を推進し、最終処分量を極力減少させることを目標として施策を実施する。

## 目標 3

### 適正処理推進のための広域的な処理施設の確保

循環型社会構築のためには、廃棄物を適正に処理することが必要不可欠である。

また、広域的に処理することは、環境負荷を低減することにもつながることから、より一層推進されるものである。本計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理及び最終処分場について、広域的に適正処理できる施設の確保を目標として施策を実施する。

## 目標 4

### 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進 及び施設の処理能力の確保

特別管理廃棄物は、保管・管理・処理が適正に行われなければ、周辺環境に重大な支障を及ぼすだけでなく、周辺住民に対しても健康被害等を及ぼすこととなるため、県民の安心・安全を守るという立場から、厳正に対処していかなければならない。とりわけ、特別管理一般廃棄物（ごみ）である家庭医療用器具の廃棄等における適正処理推進は、市町村、医療機関及び県民が連携して取り組んでいかなければならない事案であり、早急に対処が必要である。本計画では、特別管理廃棄物の適正処理及び県内処理能力の確保を目標として施策を実施する。

## 目標 5

### 不法投棄等不適正処理対策の充実

不適正処理は、生活環境保全上の支障を引き起こす原因となっている。産業廃棄物の不適正処理にあっては、廃棄物処理に対する県民の不信感を生み出している。一般廃棄物の不適正処理にあっては、不法投棄等の全件数の内、高い割合で推移する状況の中、県民の環境保全意識の向上も含めて対策を講じることが重要である。

本計画では、産業廃棄物だけでなく一般廃棄物も含めた適正処理を徹底して推進することを目標として施策を実施する。



## 目標6 災害廃棄物対策の推進

地震、風水害等の災害は、いつ発生するか予測できないことと、大量に廃棄物が発生することから、事前準備が非常に重要である。また、被災後の生活環境の保全及び早期復興のため、し尿処理や災害廃棄物の除去等について迅速な対応が求められる。

そこで県は、災害時の広域的なし尿処理体制や災害廃棄物処理体制の確立及び必要な人材・資機材の確保等のため、社団法人和歌山県清掃連合会、社団法人和歌山県産業廃棄物協会及び社団法人和歌山県建設業協会等と、災害時の協力協定を締結している。また、県域を越えた応援体制を整備するため、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき策定された関西防災・減災プランに沿って、広域連合における広域応援体制の構築を進めていく。

一方、災害廃棄物処理計画は、平成23年6月1日現在で22市町において策定済であるが、未策定の8市町村における計画策定を早急に推進する必要がある。また、災害廃棄物処理計画は、東日本大震災及び平成23年9月の台風12号水害を踏まえた被害想定の見直しに対応させる必要がある。本計画では、県及び市町村の災害廃棄物処理計画の整備を推進するとともに、県、市町村及び廃棄物処理業者等が十分に連携できる対応を推進することを目標として施策を実施する。

## ● 計画の数値目標

個別目標を達成することによる廃棄物の排出抑制、資源化の推進、最終処分量の減量化の目標数値については以下に示すとおり設定する。

なお、資源化については排出量の増減に関わらず排出量に対する比率、すなわち再生利用率を増加させるものとし、目標を設定する。

### (1) 一般廃棄物（ごみ）処理の目標

一般廃棄物（ごみ）については、県民、事業者、市町村の協力により排出抑制を推進するとともに、再資源化を推進する。

第3次和歌山県廃棄物処理計画の目標は基準年である平成19年度実績値に対し、平成27年度には排出量を419千トンから366千トンに約13%削減し、再生利用率を13%から25%に12ポイント増加させ、最終処分量を62千トンから38千トンに約38%減量化することとする。(図11)

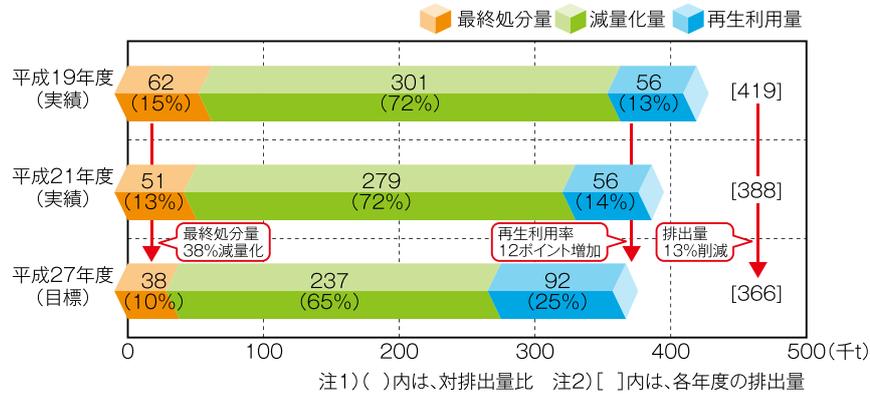
### (2) 産業廃棄物処理の目標

産業廃棄物については、持続的な発展が可能な社会を目指す観点から、県内企業の廃棄物の排出抑制対策を進める一方、経済発展や企業の新規立地によって増加する量は最小限とする。また、本県では最終処分場が不足し、県が推進している大阪湾フェニックス計画を考慮しても不足している状況であることから、資源化の促進と最終処分量の減量化を積極的に進める。とりわけ、大阪湾フェニックス計画以外の地域においては、財団法人紀南環境整備公社において広域的処理ができる最終処分場を確保するために事業を実施しているが、特に資源化の促進と最終処分量の減量化は徹底されなければならない。

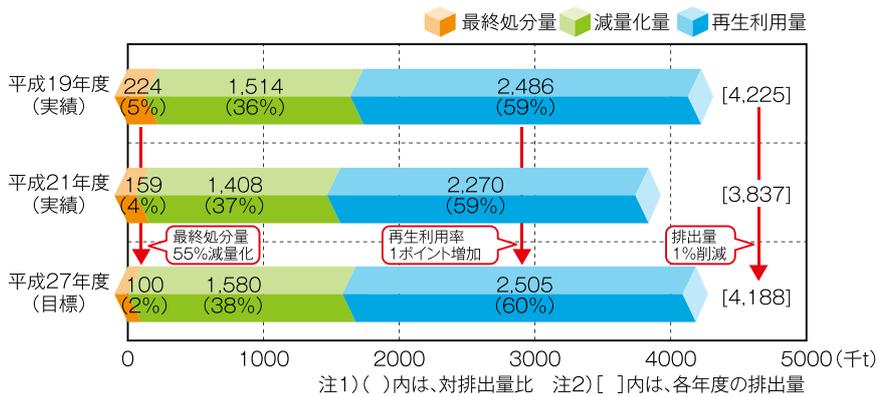
# 取り組みの方向に基づく計画の目標

第3次和歌山県廃棄物処理計画の目標は基準年である平成19年度実績値に対し、平成27年度には排出量を4,225千トンから4,188千トンに約1%削減し、再生利用率を59%から60%に1ポイント増加させ、最終処分量を224千トンから100千トンに約55%減量化することとする。(図12)

【図11】一般廃棄物(ごみ)の数値目標



【図12】産業廃棄物の数値目標



# 目標達成のための取り組み

## ●環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成

### (1) 廃棄物情報の積極的な収集と提供

県内での廃棄物に関する取り組みを促進するためには、県民、事業者、行政機関が広く廃棄物関連情報を共有し、共通の認識を持って取り組む必要がある。

### (2) 各種リサイクル法の周知のための啓発の実施

各種リサイクル法が施行され、県民及び事業者に対しては一定の周知ができていると考えられるが、その意識の底上げを実施してリサイクルの向上を図る必要がある。

### (3) 環境保全も含めた循環型社会推進の啓発の実施

循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法及び各種リサイクル法等の推進により、各主体が連携して持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて取り組んでいくことが重要である。

### (4) NPO等民間団体との連携

廃棄物に関する問題は県民の生活に密着しており、行政機関による規制や啓発活動のみでは解決は難しく、県民自らの問題として捉え、連携して解決に取り組む必要がある。

## ●廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び減量化の推進

### (1) 排出抑制の推進

廃棄物の再生利用等は、各種リサイクル法が施行され浸透が進んでいるが、産業廃棄物については総生産あたりの産業廃棄物排出量が、また、一般廃棄物（ごみ）については1人1日あたりの排出量が、それぞれ全国平均を上回っている状況であることから、排出抑制に努める必要がある。

### (2) 環境ビジネスの育成及び再生品利用の向上

県内において、廃棄物の再使用、再生利用を積極的に進めるためには、リサイクルの担い手である環境ビジネスの育成が不可欠である。また、廃棄物を再使用、再生利用できるように分別を徹底することも重要である。

### (3) 各種リサイクル法の円滑な施行・取り組みの推進

#### 【容器包装リサイクル法の推進】

(※容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

平成12年4月から完全施行され、市町村が「分別収集計画」、県が「分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物のリサイクルを促進している。品目ごとの分別収集市町村数は、着実に増加し、容器包装廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、より一層リサイクルを推進する必要がある。

#### 【家電リサイクル法の推進】

(※家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法)

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン及びテレビを家電小売店が消費者から引き取り、それをメーカーがリサイクルする家電リサイクル法は、平成13年4月から施行された。法施行後、県内の指定引取場所における引取台数は増加しており、県民等に着実に浸透してきている。しかし、依然として法対象品目の不法投棄が発生しており、リサイクル料金の負担等、法の趣旨の理解及び周知が必要である。

# 目標達成のための取り組み

## 【建設リサイクル法の推進】

(※建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設廃材の再生利用を推進する建設リサイクル法は、平成14年5月に施行され、パンフレットの配布等による普及活動及び現場パトロールによる事業者への指導・監督等により、法周知について一定の成果が見られ、無届工事はほとんど無くなってきている。しかし、解体後に分別するといったように分別解体が適正に実施されていない現場が散見されるため、分別解体をより一層推進し、リサイクルの向上が重要である。

## 【自動車リサイクル法の推進】

(※自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律)

使用済み自動車のフロン類、エアバッグ、シュレッターダストの引取り、リサイクルを自動車製造業者、輸入業者に義務付けた自動車リサイクル法は、平成17年1月から本格施行された。リサイクル料金は、ユーザーが新車購入時等に支払い、一般ユーザーにはリサイクル料金の預託について理解が得られている。

## 【食品リサイクル法の推進】

(※食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食料品製造業及び外食産業等から排出される有機性廃棄物の大半が焼却処分等により、リサイクルがなされていないため、減量化及びリサイクルを積極的に推進する必要がある。

## ●適正処理推進のための広域的な処理施設の確保

### (1) 大阪湾フェニックス計画の推進

大阪湾フェニックス計画は、本県を含めた近畿2府4県168市町村が参画している事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターが大阪湾に広域処分場を設置して、対象区域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分を行っている。

大阪湾フェニックス計画は、平成18年3月27日に基本計画の変更が環境大臣及び国土交通大臣から認可され、平成18年10月30日に実施計画が環境省及び国土交通省に提出された。これにより、平成33年度までの埋立計画となり、本県においては、御坊圏域以北の19市町が対象区域となって、安定的に処分できるエリアが広がった。

一方、近年の傾向として、大阪湾の広域処分場での受入量は、一般廃棄物については、減量化等により計画量を下回る状況が続いており、産業廃棄物については、計画より前倒しで進捗している状況にある。このため、一般廃棄物の受入枠の一部を産業廃棄物の受入枠に振り替えることで、埋立期間を平成39年度まで延伸し、一般廃棄物と産業廃棄物の埋立が同時終了できるように、大阪湾フェニックス計画の変更手続きが進められている。

### (2) 紀南地域における公共関与による最終処分場整備事業の推進

大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の11市町村については、最終処分機能が不足し、多くの市町村が県外において最終処分を行っている。

本県においては、既に最終処分機能の中核と位置づけている大阪湾フェニックス計画と同様に紀南地域においても広域的で安定した最終処分機能の確保を行うため、県、市町村及び産業界が出資した財団法人紀南環境整備公社が廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を受けて、最終処分場整備事業を進めている。

#### ■廃棄物処理センター

廃棄物処理施設の設置が困難となっていることや市町村において適正処理が困難な廃棄物等の実情に照らし、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保を目的として設立された、国もしくは地方公共団体が出資した一定の法人等であって環境大臣の指定を受けたもの。廃棄物処理センターの指定を受けると財政上、税制上の支援を受けられる。

### (3) 一般廃棄物処理施設の確保

環境負荷低減、とりわけダイオキシン類対策として進められたごみ処理広域化計画を踏まえて、廃棄物処理施設の設置が望まれている。また、最終処分は、大阪湾フェニックス計画区域については、大阪湾フェニックス計画での最終処分を推進する。大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の11市町村については、県外処分が多く、処分場を有していても残余量が逼迫していることから、早急に最終処分場を確保する必要がある。

### (4) 産業廃棄物処理施設の確保

県は、平成9年から「和歌山県越境移動に関する指導要綱」に基づき、「産業廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さない」を方針として事業者を指導しているが、産業廃棄物の中間処理及び最終処分の能力は十分満足できていない。特に県内において最終処分場が不足している現状に鑑み、今後も要綱に基づき、処分を目的とした産業廃棄物の持込は規制していくとともに、県内発生廃棄物の県内適正処理体制の構築を目指す。

### (5) し尿及び生活排水対策の推進

し尿や生活雑排水対策については、地域の実状に応じた市町村等の各設置主体による処理施設の整備を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努める。

## ●特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進及び処理能力の確保

### (1) 感染性廃棄物適正処理の推進

感染性廃棄物については、医療行為に伴って不可避に排出されるものであり、種類、性状に応じた回収、保管管理の徹底や、適正処理の推進が必要である。また、県内における処理能力が不足しており、適正処理ができる処理施設の確保も重要である。

### (2) PCB廃棄物対策

PCB廃棄物<sup>1)</sup>については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき平成28年7月までに適正処理をしなければならない。

和歌山県におけるPCB廃棄物のうち廃PCB等及びコンデンサ類・トランス類については、日本環境安全事業株式会社<sup>2)</sup>の大阪市内に設けられた処理施設で、平成21年度から順次処理が進められている。なお、PCBを含む安定器等の小型電気機器については、処理体制が整備されておらず国において検討が行われているところである。

1) PCB廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃PCB等（廃PCB、廃PCBを含む廃油）、PCB汚染物（PCBを使用しているトランス類・コンデンサ類、安定器等）、PCB処理物

2) 日本環境安全事業株式会社：旧環境事業団のPCB廃棄物処理事業等を承継して、平成16年4月1日に100%政府出資により設立され、国の監督のもとPCB廃棄物の処理を行う機関

### (3) その他特別管理廃棄物適正処理の推進

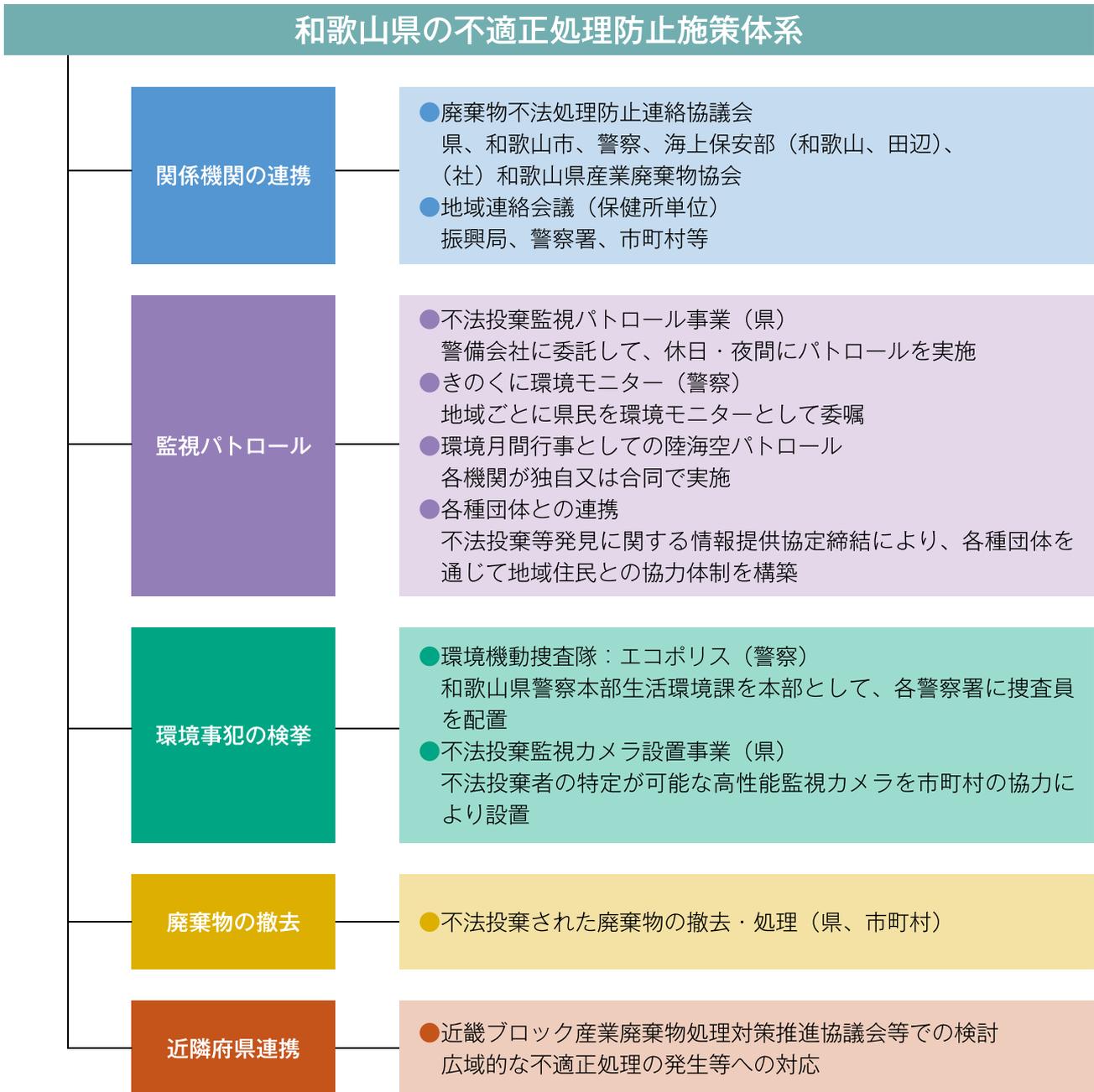
その他の特別管理廃棄物についても、周辺環境に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、適正処理を行うことが重要である。

# 目標達成のための取り組み

## ●不法投棄等不適正処理対策の充実

### (1) 警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制等の充実

県、警察、市町村、県民が連携し、不適正処理の撲滅に関する取り組みを進める。



### (2) 生活環境保全上の支障の除去

不法投棄等の不適正処理が発生した場合、事案によっては、環境への影響が甚大で早急に対処しなければならない場合があり、対応の遅れにより支障の除去が困難となる場合がある。不適正処理事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応する必要がある。

### (3) 事業者・処理業者の適正処理の推進

事業者及び処理業者は、廃棄物の処理基準及び保管基準を遵守するとともに、処理施設の適正な維持管理を行う。

#### (4) 土地の所有者等の責任の徹底

不法投棄等の不適正処理事案は、当然その行為者に責任が帰すべきものであるが、土地の管理の不徹底が不法投棄等を招く事例が少なくない。

廃棄物処理法第5条に記載のとおり、土地の所有者等は、その占有し、又は管理する土地の清潔を保つように努めなければならない。

### ● 災害廃棄物対策の推進

近い将来、発生が想定されている東海・東南海・南海地震は、地震の揺れ及び津波の被害が考えられ、地震発生後、大量に発生する廃棄物の対応を予め考えておく必要がある。また、衛生環境面から避難所等において発生するごみ及びし尿についても迅速に対応できるように準備する必要がある。

また、台風や集中豪雨等の自然災害は、局地的に被害が集中する場合があります。平成23年9月の台風12号では想定外の災害廃棄物が発生している。このため、県を含めた各市町村間で連携をとり、迅速に災害廃棄物処理に対応できるように準備する必要がある。

#### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

県及び市町村は、災害発生時における廃棄物を広域的に処理できるよう計画を定めて常に対応できるように努める。

県は、市町村に対し災害廃棄物処理計画を策定するよう指導及び助言を行う。また、既に計画を策定している市町村に対しては、東日本大震災及び平成23年9月の台風12号水害を踏まえた計画に改めるよう指導を行う。

#### (2) 広域処理体制の整備

県は、市町村等と連携し、災害廃棄物の広域処理に係る仮置場の確保に努める。

#### (3) 民間関係団体との協力

市町村は、し尿等について衛生環境上支障がないよう速やかに処理を行うとともに、管轄内で処理できない場合において、県を通じて社団法人和歌山県清掃連合会へ協力要請し、処理を行う。

市町村は、災害廃棄物について衛生環境上支障がないよう速やかに処理を行うとともに、管轄内で処理できない場合において、県を通じて社団法人和歌山県産業廃棄物協会及び和歌山県建設業協会等へ必要な人材・資材の確保等を要請し、災害廃棄物処理体制の確立を行う。

廃棄物処理業者及び建設業者は、緊急車両の通路確保のために行う幹線道路における倒壊家屋の撤去及び災害廃棄物の集積場所の確保等について、協力要請があった際には、県及び市町村が行う取り組みに協力する。

## ● 県 民

- 消費者として、自らが消費を行う立場であることを自覚し、無駄な消費を抑え、ごみを減らすようライフスタイルの見直しに努めるとともに、消費行動の際にも再生品を利用するなど資源の循環に努める。
- 廃棄物を排出する際には、適正な分別を心がけ、廃棄物のリサイクルが確実に行われるよう積極的に行動する。
- 廃棄物の処理やリサイクルには処理費用が発生することを理解し、その費用負担に協力する。
- 自らが排出したごみは、ごみ処理施設において適正に処理され、自らの生活環境が守られていることを認識し、その必要性、安全性等を十分理解するように努める。
- 産業廃棄物を排出する事業活動は、自分たちの生活にも密接に関連していることを認識し、産業廃棄物処理や処理施設について、その必要性、安全性等に関する情報を入手し、正しい理解に努める。
- 不適正処理を発見した場合は、市町村、保健所、警察等関係機関に通報する。
- 自ら所有する土地を清潔に保ち、適正に管理するとともに、市町村が実施する清掃活動に積極的に参加する。

## ● 事業者（拡大生産者責任及び排出事業者責任に基づき事業活動を実施）

- 「拡大生産者責任」の原則のもと、製品の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について予め自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、使用済み製品の回収や再生原材料、再生品の活用等を実施し、環境負荷の低減に努める。【生産事業者】
- 事業活動に伴って発生する廃棄物を出来るだけ減量するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めるとともに、排出した廃棄物については、「排出事業者責任」の原則のもと、自らの責任において適正に処理する。【事業者】なお、特に年間1,000トン以上の産業廃棄物、もしくは年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、廃棄物の減量化計画を策定し、その計画に基づき廃棄物の減量化に取り組む。
- 適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関して県及び市町村の施策に協力する。
- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際には、適正処理に要する費用を負担するとともに、自らの産業廃棄物が適正に処理されているか確認しなければならない。
- 建設・解体工事を発注する者は、工事を発注する際、発生する廃棄物に係る処理費用を計上し、適正処理に努めるとともに、施工にあたって再生品が活用されるよう努める。

## ● 処理業者（事業者の委託を受けて適正処理を実施）

- 許可の範囲、委託基準その他廃棄物処理法や関連法令の各種規制を遵守することはもとより、適正処理技術の向上や経営基盤の強化に努める。
- 許可を受けた際に達成することとしている環境への影響は常に把握し、遵守するとともに、より影響を低減する措置を講ずるよう努める。
- 事業者から受託した業務を的確に行えるよう、組織及び施設を整備する。

- 事業者の処理業務を補完し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全に資するという重要な役割であることを認識し、廃棄物処理に関する専門家として、知識及び技術の習得に努める。
- 県及び社団法人和歌山県産業廃棄物協会が実施する研修会等を通じ、常に新しい情報の収集に努める。
- 適正処理のための費用等について、事業者の具体的な理解を得る。
- 県及び市町村が実施する廃棄物行政に関する諸施策に協力する。
- 県外で排出された産業廃棄物については、その受け入れを原則として禁止していることから、搬入しないように努める。
- 大規模災害により多量に発生する災害廃棄物の処理について、協力要請があった際には、県及び市町村等が行う取り組みに協力する。

## ●市町村（一般廃棄物処理計画を策定し一般廃棄物処理事務を実施）

- 一般廃棄物処理計画を本計画の趣旨を踏まえて適宜見直しを実施するとともに、区域内の廃棄物の排出量等を常に把握し、計画の進捗と照らし合わせて適切な施策を実施する。
- ごみ処理の有料化等、ごみの減量化施策について検討するとともに、ごみ処理経費の削減についても検討する。
- 区域内における一般廃棄物（ごみ）の排出抑制に関する住民やNPO等の自主的な取り組みを促進する等、ごみ減量化の推進に必要な施策を実施する。
- 分別収集の推進及び一般廃棄物（ごみ）の再生利用により、一般廃棄物（ごみ）の循環的利用に努める。
- 処分しなければならない一般廃棄物（ごみ）について、最大限中間処理を行い、ごみの減量化・減容化を適正に実施して最終処分量を減少し、最終処分場の延命化に努める。
- 自区域から排出する一般廃棄物を他の市町村の区域で処理する場合は、当該市町村との連絡調整を適宜実施するとともに、その処理が完結するまで責任を持って対応する。
- ごみ処理広域化計画を推進し、ごみ処理施設の集約・高度化を図る。
- 住民の生活環境の保全、地域の産業育成・支援の立場から中小企業が排出する産業廃棄物を一般廃棄物（ごみ）と併せて処理することを検討する。
- 地域住民への廃棄物関係情報の提供に努める。
- 不適正処理対策を徹底し、普及啓発を図るとともに、区域内の美化に努める。
- 自ら実施する事業については、環境に十分配慮する。
- 事業者、県と連携し、よりよい廃棄物処理のあり方を検討する。
- 大規模災害に備えて、事前に策定する災害廃棄物処理計画をもとに仮設トイレ等必要な資機材の備蓄に努める。
- 大規模災害発生時において、住民の生活環境の保全及び早期復興を図るため、県及び関係団体と協力し、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するよう努める。

## ●和歌山市（政令市：産業廃棄物行政についても適正処理を推進）

- 産業廃棄物行政について、廃棄物処理法上、県と同等の立場にあることから、市町村の役割に加え、産業廃棄物についても適正処理を推進する。
- 区域内の産業廃棄物の排出量は、県内の約8割を占めるため、排出量の減量化、リサイクルの推進を積極

# 関係者の役割・責務

的に推進し、事業者及び処理業者の指導等、適切な施策を実施する。

○県と連携し、廃棄物の適正処理推進体制の構築に努める。

## ●県（廃棄物処理全般について適正処理推進のための施策を実施）

廃棄物行政を総合的に推進する役割を担っており、本計画を円滑に推進するため、県内の廃棄物の状況を把握し、その処理が適正に実施されるよう施策を講ずるとともに、積極的に県内の循環型社会システムの構築に取り組む。

また、自ら実施する事業に伴い発生する廃棄物についても減量化及び適正処理を推進する。

### 環境生活部

★循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法（再資源化等に関する部分）、自動車リサイクル法、グリーン購入法を所管

★廃棄物処理法に基づく許認可、指導、命令を実施

○庁内の各部局に対し、循環型社会の形成に向けた事業の実施を働きかけるとともに、各部局が実施する施策の総合的な調整、取りまとめを行う。

○市町村が行う一般廃棄物処理に関して必要な技術的助言等を行う。

○県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる。

○廃棄物の排出抑制、適正処理確保のため、県民、事業者の意識の啓発を図る。

○廃棄物処理に関する情報の提供に努め、廃棄物処理に対する県民の理解を促進する。

○事業者、市町村と連携し、県内の廃棄物処理体制を構築する。

○大規模災害発生時に、市町村、関係団体及び近隣府県と協力し、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう対応マニュアルを策定し、災害時の処理体制を整備する。

### 総務部

★災害発生時の総合的な対策等を所管

○大規模災害発生時に災害対策本部を設置し、県、市町村、関係団体及び近隣府県が協力して災害廃棄物処理を円滑に行えるよう連絡調整を行う。

### 企画部

★県の長期総合計画の進行管理を所管

○「新政策プロセス」を通じ、長期総合計画の目標である循環型社会の構築を推進する。

### 福祉保健部

★医療機関の廃棄物処理を所管

○病院・診療所における医療廃棄物の適正処理を促進する。

○廃毒劇物関係の適正処理を促進する。

### 商工観光労働部

★県内産業の振興、新産業の創出支援等を所管

○県内の事業者が排出する廃棄物について、適正処理を促進するための技術開発支援及びその事業化のため

の必要な支援を行う。

○企業の、環境に配慮した新製品及び新事業の創出を支援する。

## 農林水産部

★農林水産業に関する廃棄物対策を所管

★森林法、農地法等土地の使用制限に関する法令を所管

○農林漁業者が排出する廃ビニル、廃木材、廃漁船、廃漁網、果実くず、廃農薬、廃農薬袋等について、関係事業者等と連携し、適正処理を促進する。

○畜産農家の家畜糞尿について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正管理を指導する。

○水産加工場、市場から排出される魚腸骨等の廃棄物について、関係事業者と連携し、適正処理を促進する。

○環境保全型農業を推進するため、地域で発生する未利用有機性資源の利活用を進める。

○農林水産業由来の廃棄物のリサイクル、減量化に関する研究開発を関係者と連携して進める。

○公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

## 県土整備部

★土木建築工事の執行及び関連業界の指導を所管

★都市計画法、建築基準法等廃棄物処理施設の立地規制に関する法令を所管

★建設リサイクル法（解体工事業の登録、対象建設工事の届出、分別解体等に関する部分）を所管

○資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設残土等の再利用を促進する。

○建設リサイクル法に基づき、事業者に対し建築物等の分別解体等を指導するとともに、建設廃棄物の適正処理体制の構築に努める。

○公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

## 教育委員会

★教育を所管

○ごみの減量化、分別、リサイクルの推進に関する環境教育、環境保全活動の充実を図る。

## ●計画の推進について

### (1) 計画の周知

計画の円滑な推進のためには、関係者がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組む必要がある。

県は、市町村及び関係業界団体に、市町村は住民及び区域内の事業所に、業界団体は関係事業者それぞれ計画の周知を徹底し、その推進に努める。

### (2) 計画の進行管理

県は、県内の廃棄物の実態の把握に努め、定期的に目標値達成状況を検証、公表し、計画目標が達成できるよう適切な施策を実施する。

### (3) 技術開発の推進・普及

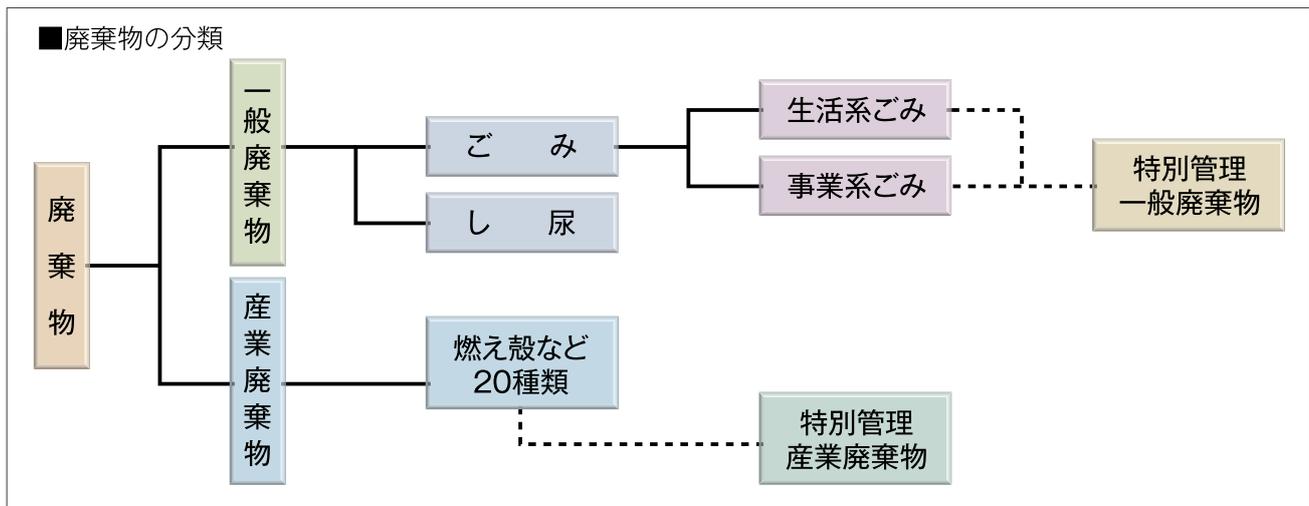
行政機関、産業界、研究機関が連携し、環境保全に関する情報の交換、廃棄物処理に関する環境負荷の低減、廃棄物の再生利用等の新技術の開発を推進する。

# 廃棄物処理の概要・将来の見込み

## 用語の定義

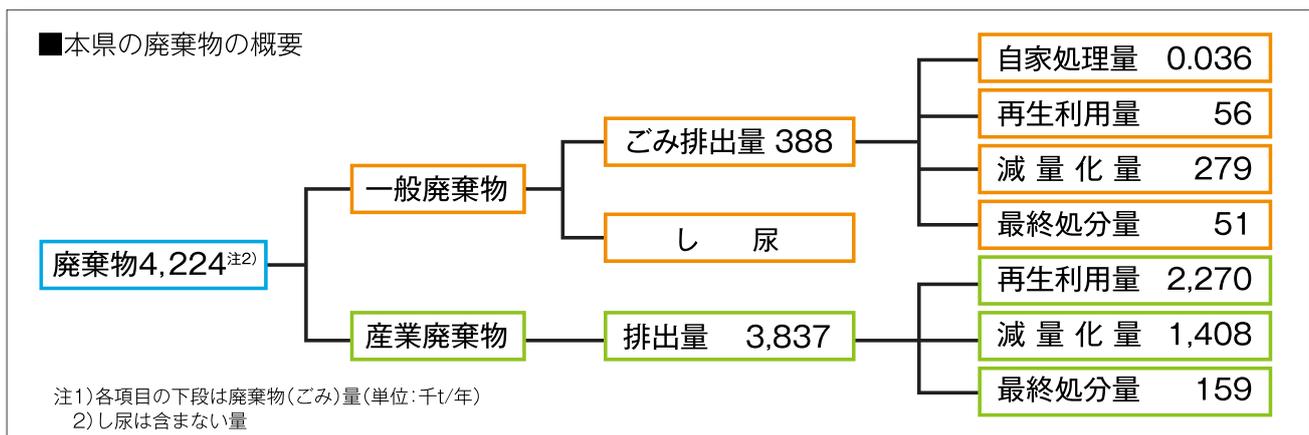
### (1) 廃棄物とは

- 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物
- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令・政令で定める廃棄物
- 生活系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ
- 事業系ごみ：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除くごみ
- 特別管理廃棄物：廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じおそれがある性状を有するもので政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

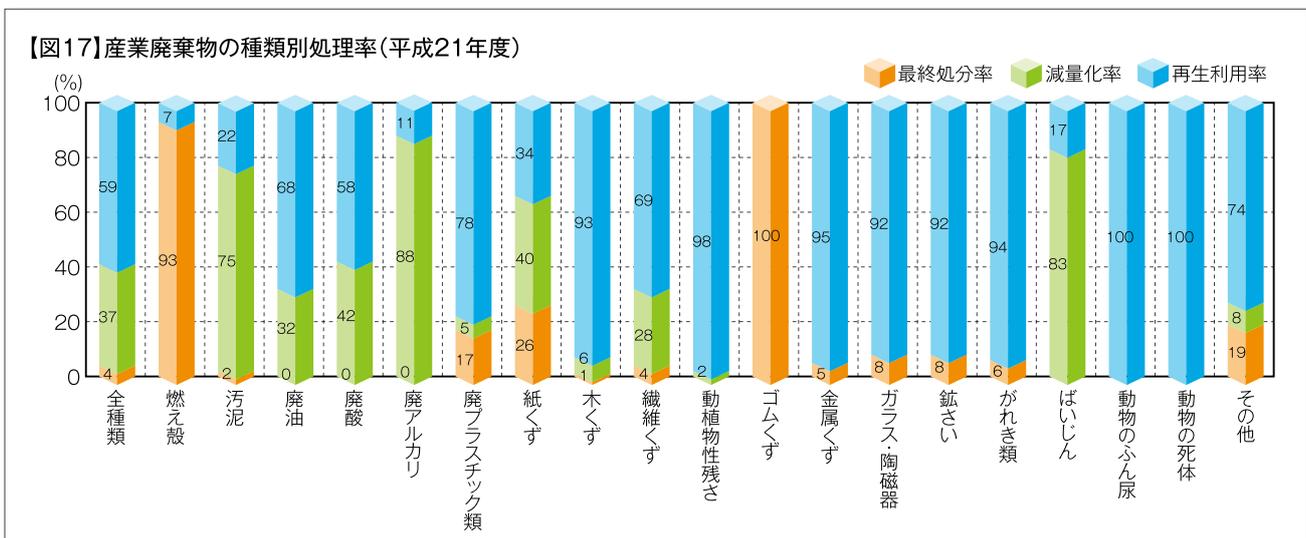
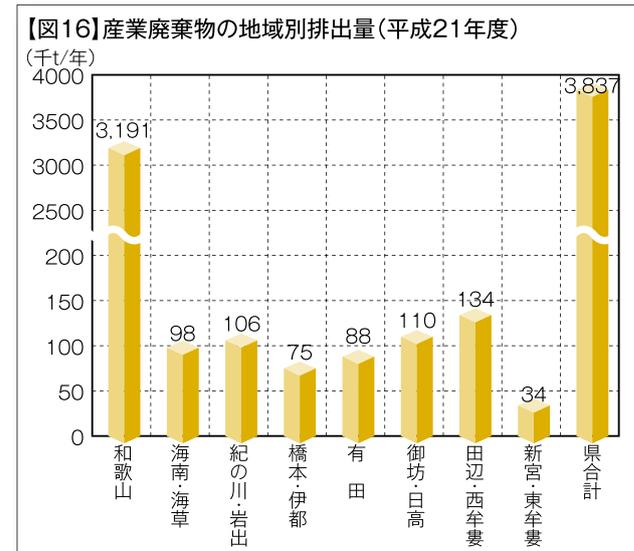
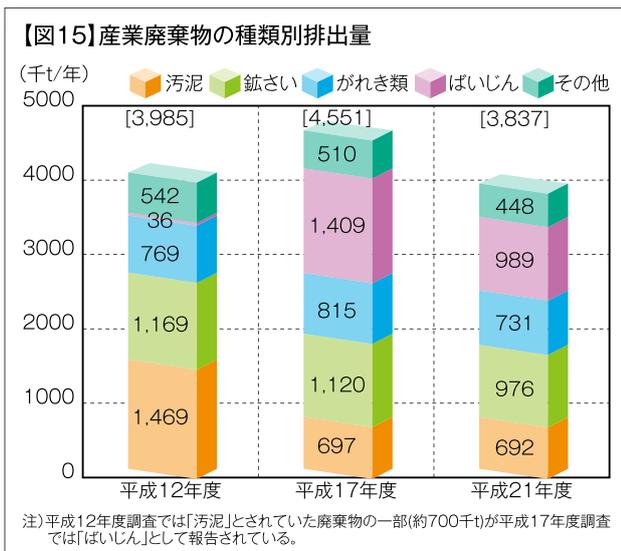
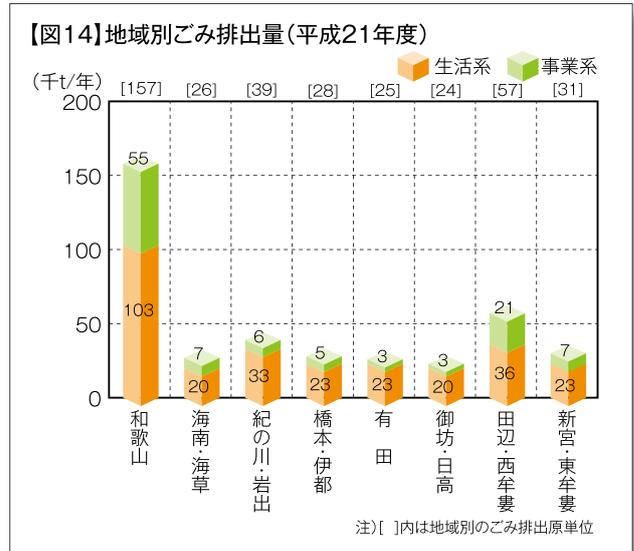
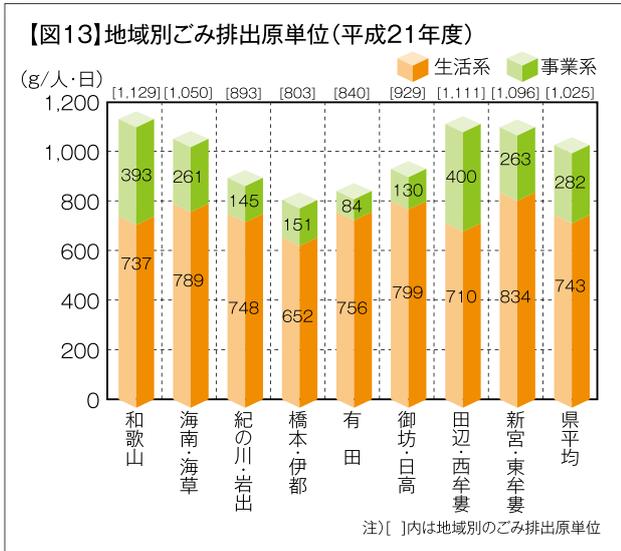


### (2) 廃棄物の処理

- 排出量：事業所等から排出された産業廃棄物の量  
市町村等による回収や市町村等へ直接搬入、集団回収された一般廃棄物の量
- 減量化量：事業所等及び産業廃棄物処理業者の中間処理施設で減量化（焼却、脱水等）された産業廃棄物の量  
市町村等の中間処理施設で減量化された一般廃棄物の量
- 再生利用量：事業所等及び産業廃棄物処理業者で再生利用された産業廃棄物の量  
市町村等により再生利用された一般廃棄物の量
- 最終処分量：事業所等、廃棄物処理業者、市町村及び大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分等された廃棄物の量

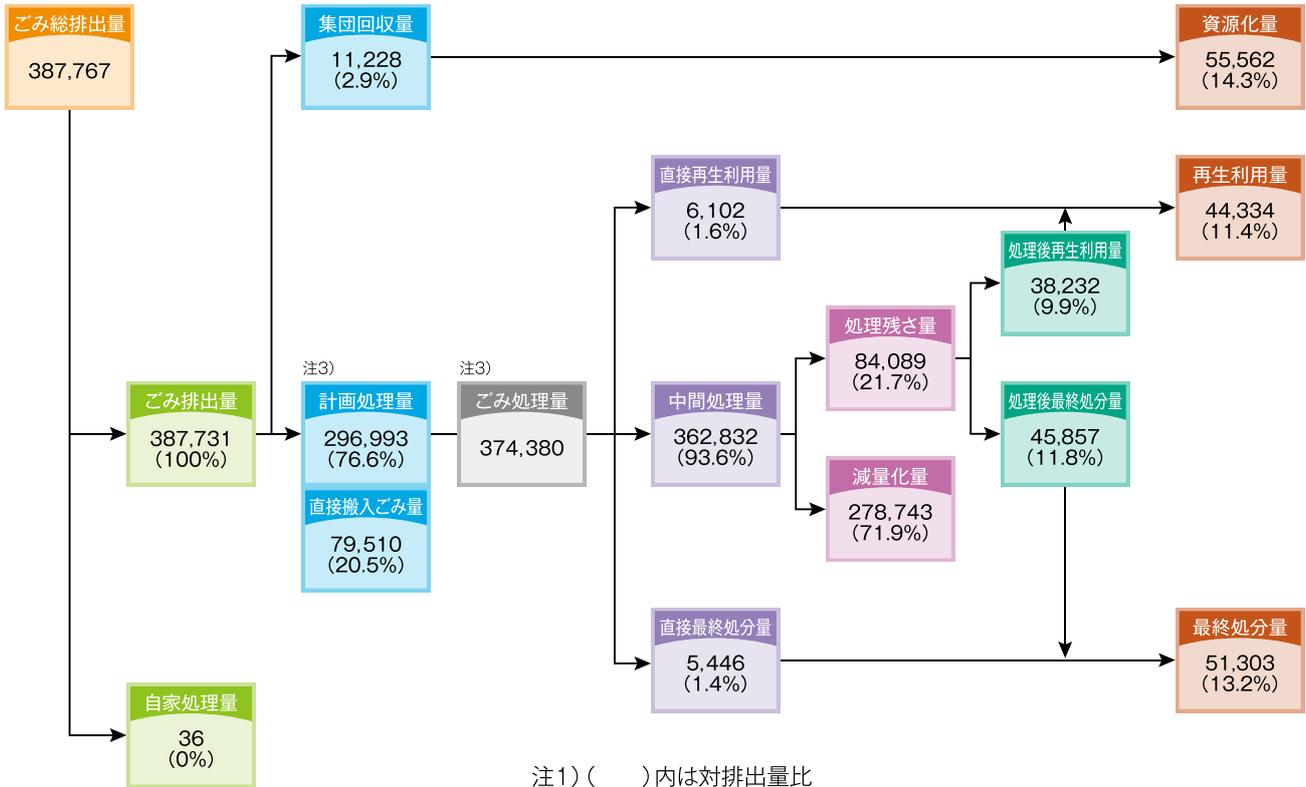


### (3) ごみの排出状況



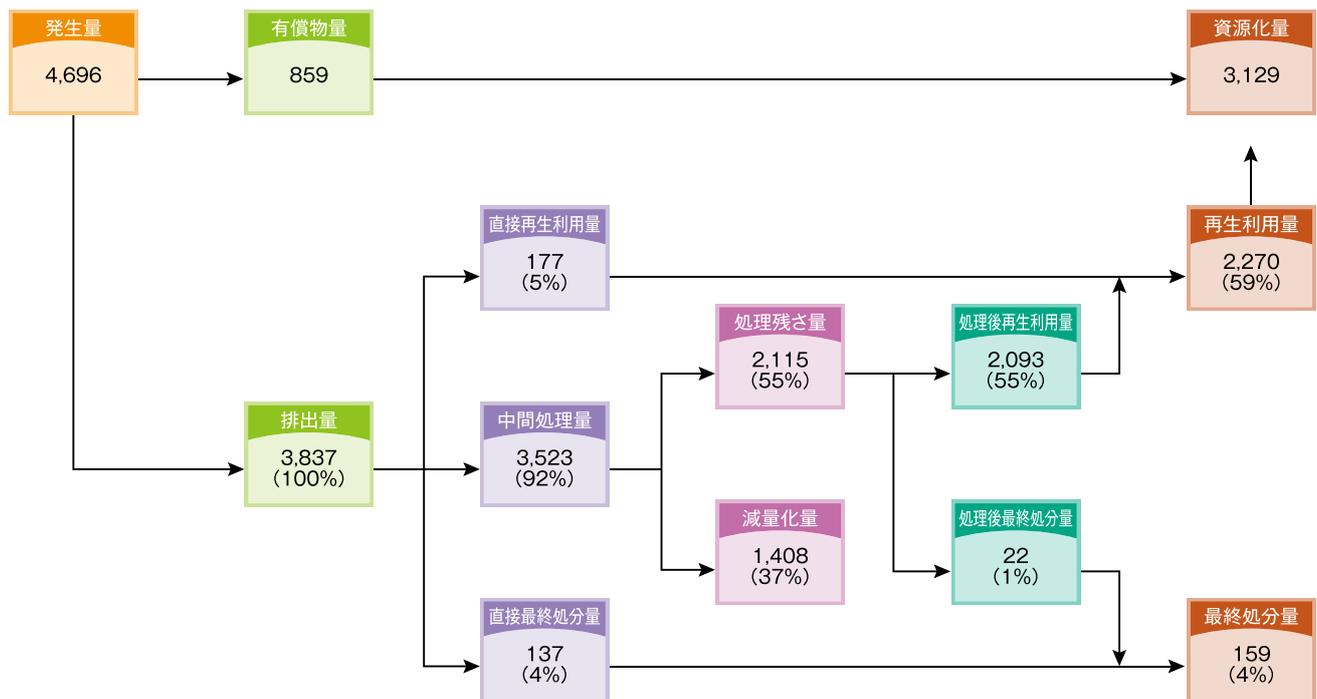
# 廃棄物処理の概要・将来の見込み

## ●和歌山県のごみ処理フローチャート（平成21年度）



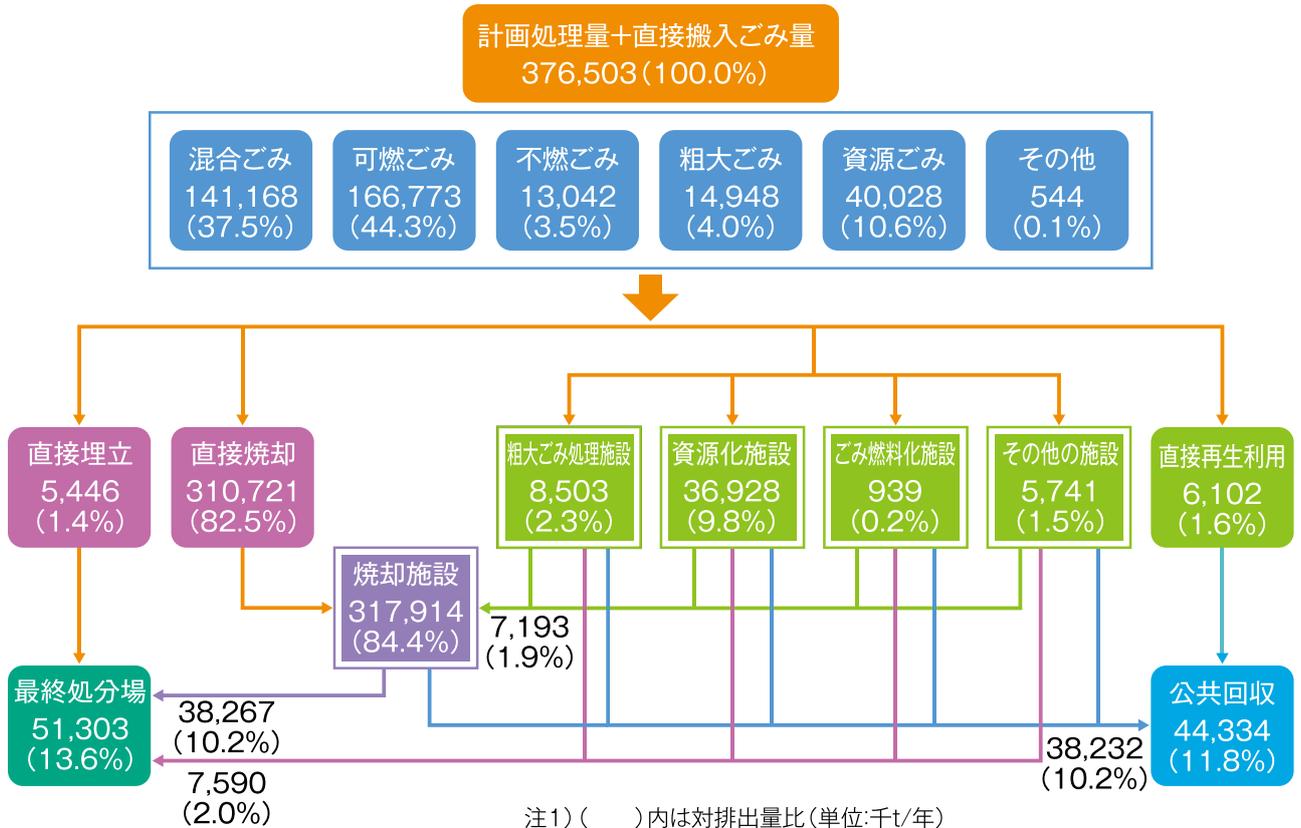
- 注1) ( )内は対排出量比  
 注2) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。  
 注3) 計画処理量、直接搬入ごみ量は平成21年度に収集された量、ごみ処理量は平成21年度に施設で処理された量であり両者の値は一致しない。

## ●和歌山県の産業廃棄物処理フローチャート（平成21年度）

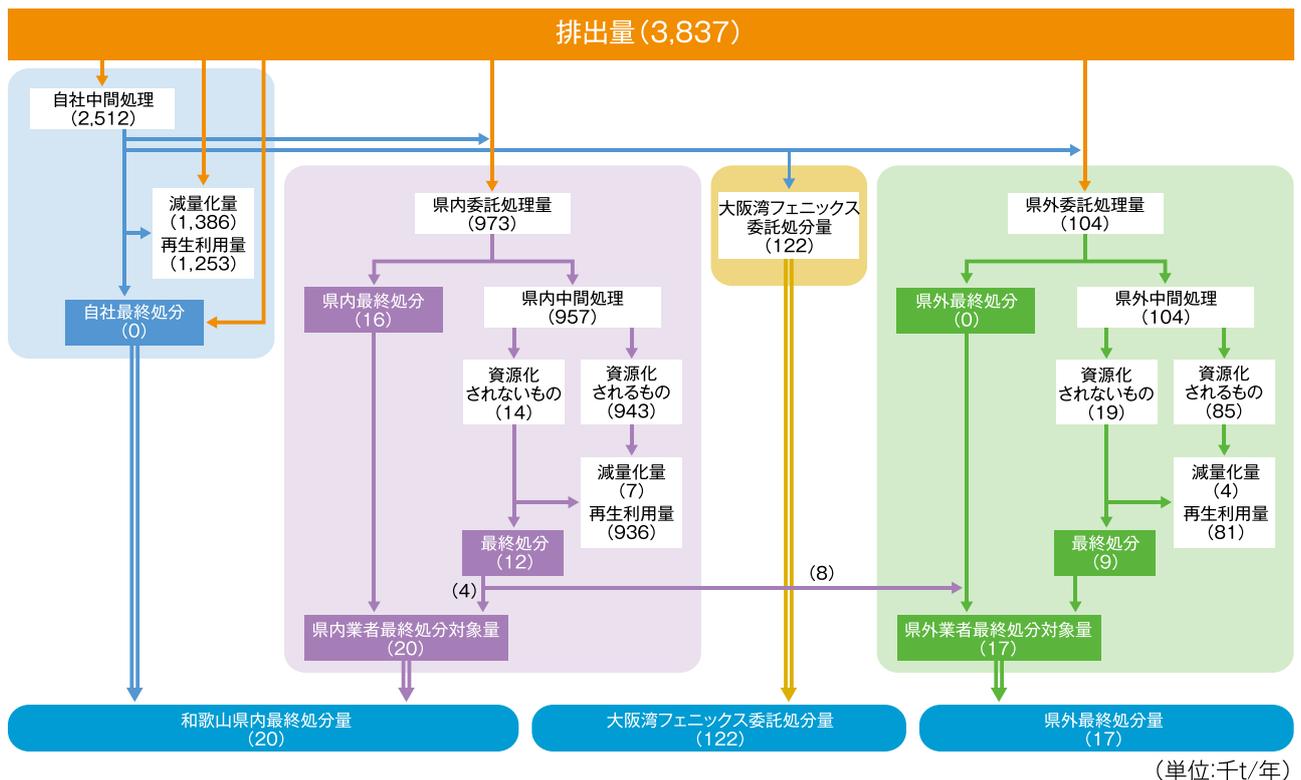


- 注1) ( )内は対排出量比  
 注2) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

## ●ごみの中間処理状況（平成21年度）



## ●産業廃棄物の広域移動状況（平成21年度）



# 廃棄物処理の概要・将来の見込み

## 廃棄物の将来見込みと目標値の概念

### (1) 廃棄物の将来見込み

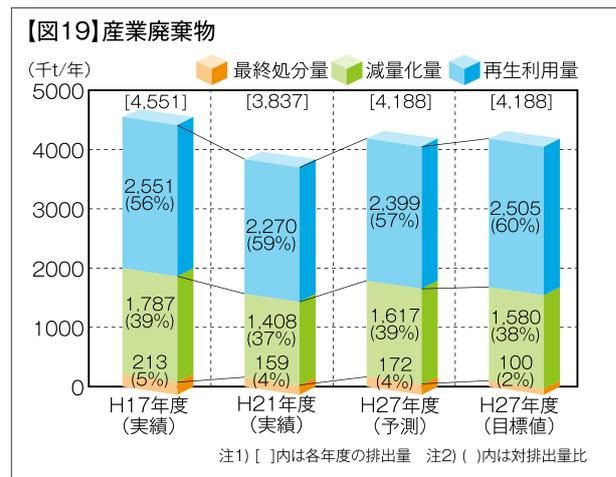
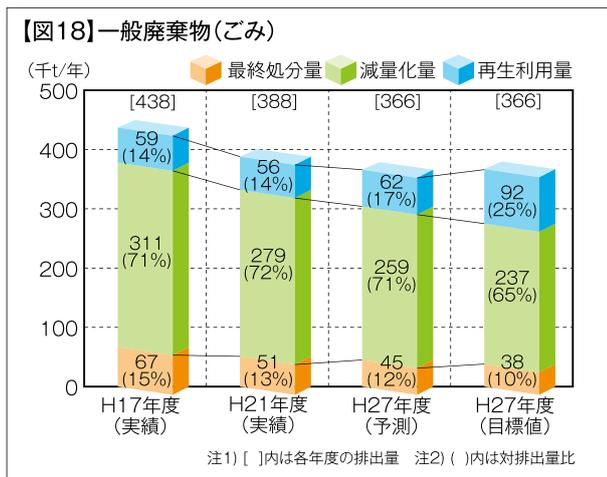
一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物について、現状の廃棄物処理を継続した場合の排出量及び処理量の将来予測を行った。

#### ■一般廃棄物（ごみ）

- ・ 将来予測は、市町村等から収集した将来計画値及び平成21年度実績値を基に算出した。
- ・ 排出量は減少すると見込まれる。
- ・ 再生利用量は増加し、再生利用率も増加すると見込まれる。
- ・ 最終処分量及び最終処分率は減少すると見込まれる。

#### ■産業廃棄物

- ・ 将来予測は、過去からの経済指標のトレンドを業種ごとに予測し、その増減を平成21年度の業種ごとの廃棄物排出量の実績値に乗じて算出した。なお、処理率は将来も現状の処理率と同じであると仮定した。
- ・ 排出量はほぼ横ばいで推移すると見込まれる。
- ・ 再生利用量、最終処分量ともにほぼ横ばいで推移すると見込まれる。



## 国の方針概略（参考）

#### ■一般廃棄物

- 排出量：平成27年度値を平成19年度値に対し約5%削減する。
- 再生利用率：平成27年度値を約25%に増加させる。
- 最終処分量：平成27年度値を平成19年度値に対し約22%削減する。

#### ■産業廃棄物

- 排出量：平成27年度値を平成19年度値に対し約1%増に抑える。
- 再生利用率：平成27年度値を約53%に増加させる。
- 最終処分量：平成27年度値を平成19年度値に対し約12%削減する。

## 循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

社会の物質循環の確保・天然資源の消費の抑制・環境負荷の低減

- 基本原則 ●国、地方公共団体、事業者、国民の責務 ●国の施策
- 循環型社会形成推進基本計画：国の他の計画の基本

### 廃棄物の適正処理

### リサイクルの推進

一般的な仕組みの確立

#### 廃棄物処理法(H23.12 改正)

- ①廃棄物の適正処理
- ②廃棄物処理施設の設置規制
- ③廃棄物処理業者に対する規制
- ④廃棄物処理基準の設定
- ⑤不適正処理対策
- ⑥公共関与による施設整備等

#### 資源有効利用促進法(H13.4 施行)

- ①副産物の発生抑制・リサイクル
- ②再生資源・再生部品の利用
- ③リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計・製造
- ④分別回収のための表示
- ⑤使用済製品の自主回収・再資源化
- ⑥副産物の有効利用の促進

### 個別物品の特性に応じた規制

#### 容器包装



#### リサイクル法

H12.4 施行  
H18.6 改正

- 消費者による分別排出
- 容器包装の市町村による分別収集
- 容器包装の製造・利用者による再商品化

ガラスびん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

#### 家電



#### リサイクル法

H13.4 施行

- 消費者による回収・リサイクル費用の負担
- 製造業者等による再商品化
- 廃家電を小売店が消費者より引取

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

#### 食品



#### リサイクル法

H13.5 施行  
H19.6 改正

- 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化

食品残さ

#### 建設



#### リサイクル法

H14.5 施行  
H23.8 改正

- 工事の受注者が建築物の分別解体等建設廃材等の再資源化等

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

#### 自転車



#### リサイクル法

H17.1 施行

- 自動車所有者によるリサイクル料金の負担
- 自動車製造業者等によるフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストの引取り・再資源化等
- 関連事業者による使用済自動車等の引取り・引渡し

自動車

#### グリーン購入法

国等が率先して再生品などの調達を推進 H13.4施行



## 第3次和歌山県廃棄物処理計画 [平成23年度～平成27年度]

平成24年3月

発行・編集/和歌山県 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL.073-432-4111(代) TEL.073-441-2675(直通)